令和８年度町政懇談会事前質問・回答

質　問

◆質問１－①

ふれ愛タクシーを，布佐駅及び取手駅まで運行してほしい。

回　答

■質問に対する回答【政策企画課】

JR 布佐駅及び JR 取手駅への移動手段につきましては，以前から多くのご要望をいただいております。町としましても，布佐駅や取手駅へ行きやすくするための移動手段の確保について検討しているところです。

しかし，取手駅へは，現在，民間の路線バス事業者等が運行しておりますので，ふれ愛タクシーを同じように運行してしまいますと，路線バス事業者の経営を圧迫することに繋がる可能性があり，持続可能な公共交通体制へ再編してくためには，町の基幹的交通である路線バスを維持することは必要不可欠であると考えております。

先ほどの「主要事業及び公約の取り組み状況」にてご説明した内容と重複しますが，福祉バスを有料化したコミュニティバスにて，取手駅へ向かう路線バスの停留所，現在は早尾台の「団地中央」で検討しておりますが，そこで乗り継ぎすることによって，コミュニティバスと路線バスの接続をスムーズし， JR 取手駅への移動の確保することを検討しております。

また，布佐駅へ行く便としまして，同じくコミュニティバスで，路線バスが運行していない昼間の時間帯に布川地区内を周回し，JR 布佐駅へ乗り入れるルートを検討しているところでございます。

令和８年度町政懇談会事前質問・回答

質　問

◆質問１－②

利根川決壊を想定した対策

回　答

■質問に対する回答【防災危機管理課】

町内の大規模水害時における浸水想定継続時間についてでございますが，国土交通省が発表している「利根川水系利根川洪水浸水想定区域図」によると，文間・東文間地区では約２週間から４週間，文間地区では約３日間から４週間，布川地区では約３日間から４週間にわたって浸水が続く可能性があるとされています。

これらの情報から，大規模な水害が町内で発生した場合，江東５区と同様に断水や停電などのライフラインが機能しなくなることが予測されます。

このため，浸水想定区域内にお住まいの方は町内の浸水想定区域外の避難所や，町外への分散避難・広域避難を検討していただく必要がございます。

町といたしましては，水害に対する危機感を持っていただくため，国が推進している「まるごとまちごとハザードマップ」の取り組みを実施しており，利根川や小貝川が氾濫した場合を想定した「想定浸水深表示看板」を，日常生活で目にする場所に設置し，水害への意識向上を図っております。

町内に設置された看板は，想定浸水深3mの看板が28ヶ所，5mの看板が22ヶ所の合計50ヶ所となっております。

設置場所の詳細につきましては，町公式ホームページに掲載されている「利根町想定浸水深表示看板設置マップ」をご確認ください。

また，各ご家庭には防災ガイドブックや各種ハザードマップを配布し，防災意識の向上に努めております。

利根川の水位上昇や適切な避難のタイミングについては，町公式ホームページの「広域避難」のページや防災ガイドブックで，ご案内しております。

また，訓練につきましては，毎年地区の代表者や防災士の方々にお声がけを行い，広域避難の理解を深めていただくための取り組みを実施しております。今年６月には牛久市への広域避難訓練を行い，避難所の見学や避難ルートの確認，マイタイムライン作成研修を実施いたしました。ご参加いただいた区長や防災士の方々には，研修内容を各地区に持ち帰り住民のみなさまに周知していただくようお願いしております。今後も，「広報とね」や町公式ホームページを通じ，わかりやすい情報提供や啓発に努めてまいります。

令和８年度町政懇談会事前質問・回答

質　問

◆質問２－①

中古住宅取得への助成金について

回　答

■質問に対する回答【生活環境課】

町では，空き家バンクの物件を購入又は賃貸借した際，所定の要件を満たす方に助成金をお出ししております。

まず「空き家子育て活用促進奨励金」です。

こちらは，空き家バンクの物件を購入または賃借し，中学生以下の子供と同居する方に対して，２０万円を補助するものです。

次に「空き家リフォーム工事助成金」です。

こちらは，空き家バンクの物件の購入者もしくは賃借人又は賃貸人に対して，リフォーム工事に要した費用の２分の１を，上限３０万円まで補助するものです。

令和８年度町政懇談会事前質問・回答

質　問

◆質問３－①

未来ファームの現状と今後について

回　答

■質問に対する回答【農業政策課】

未来ファームがこれまでに、ひまわりと長ネギを栽培したことを確認しております。
今後の計画は，ひまわりと甘薯を栽培すると聞いております。

令和８年度町政懇談会事前質問・回答

質　問

◆質問３－②

利根小学校付近の小型サイロ及び散水車について

回　答

■質問に対する回答【農業政策課】

未来ファーム所有の農地に隣接する場所にセメントのサイロが置かれているとのことでございますが，これは，茨城県が実施している土地改良事業の利根南部地区基盤整備事業において，用水機場を整備するためのセメントサイロであり，未来ファームと関係はございません。

令和８年度町政懇談会事前質問・回答

質　問

◆質問３－③

外国人へのゴミ出しルールの教育について

回　答

■質問に対する回答【生活環境課】

各地区の住民の方からも同様の相談があり，生活環境課においても，生涯学習課多文化共生係と連携し，担当職員や地域おこし協力隊の多文化共生プロモーターと共に個人宅へ訪問，個別指導を行っています。また，相談の都度，各学校や各管理会社に状況の共有と指導をお願いしております。

各学校や管理会社においても，定期的に留学生宅へ巡回・指導を行っており，再三に渡る指導でも状況が改善されない場合は，居住者に対して清掃料金の請求や退去等，厳しい罰則を設けております。

令和８年度町政懇談会事前質問・回答

質　問

◆質問３－④

外国人留学生の自転車交通ルールについて

回　答

■質問に対する回答【防災危機管理課】

外国人留学生の交通ルールにつきましては，地域住民の方々から様々なご意見を頂いております。

これまで町といたしましても，警察や関係団体，外国人留学生を受け入れている学校側と協議・連携しながら，生活指導講習等を行い，交通ルールについて指導を実施してまいりました。

しかしながら，生活習慣や文化の違いなどにより，交通ルールが十分に浸透しない状況でもございますが，地域住民の方々や外国人留学生が，安心・安全に暮らしていくためには，外国人留学生に交通ルールを遵守していただかなければなりません。

現在の対応でございますが，住民の方々から警察に通報があった際には，警察から学校へ指導をしていただいていると伺っております。

さらに，通報を基に警察の方がパトロールを行い，自転車の二人乗りや走行中の携帯使用等の，青切符の対象となる行為を見かけた場合には，状況に応じた対応を行っていただいております。

今後の対策についてでございますが，交通ルールの指導等につきまして，学校側が主体となり実施していただき，必要に応じて，警察や行政と連携・協議し対応してまいりたいと考えております。

令和８年度町政懇談会事前質問・回答

質　問

◆質問３－⑤

災害時の外国人への対応について

回　答

■質問に対する回答【防災危機管理課】

外国人向けの避難情報や指示については，外国人にも分かりやすく防災情報を伝達できるよう，防災ガイドブック多言語版の作成や，県のホームページに掲載されている外国人用のユニボイス・防災リーフレットなどを活用して周知を図っています。また，防災訓練への参加を促すためのリーフレット配布を行い，避難方法や災害時の対応について理解を深められるよう取り組んでいます。

伝達方法につきましては，日本ウェルネススポーツ大学や利根国際学院，日本グローバルビジネス専門学校へ依頼し，周知していただいております。

災害が発生したとき，外国人も日本人も町内に住む隣人です。いざという時には，お互いが助け合う共助が重要となりますので，日本語が不慣れな外国人に対しては，やさしい日本語でゆっくり明確に，身振り手振りのジェスチャーを交えながら，避難誘導等を行っていただければと思っております。

令和８年度町政懇談会事前質問・回答

質　問

◆質問３－⑥

外国人に賃貸物件を提供する家主の，雑草・樹木の整備責任について

回　答

■質問に対する回答【生活環境課】

以前にも同じような相談があり，各学校，各管理会社に対面にて状況の共有と指導や確認をお願いしています。

また，生涯学習課　多文化共生係と連携し，地域おこし協力隊の多文化共生プロモーターによる個人宅へ訪問し個別指導も行っています。

空き家であれば，生活環境課にて所有者へ適正管理のお願いをいたしますが，居住されている場合には，当人同士での対応になります。しかし，外国人留学生が居住しているということで町と各学校，管理会社と連携して対応しています。

学校が借りる際の条件については，家主と管理会社間のやり取りになりますので，町としては，関与できかねます。

令和８年度町政懇談会事前質問・回答

質　問

◆質問４－①～⑬

①外国人在住制限について
②外国人のゴミ出しルール及び自治会費の未納について
③外国人留学生の居住環境について
④外国人の交通ルールについて
⑤外国人留学生による栄橋の混雑について
⑥偽装留学生及びオーバーステイ外国人の調査について
⑦外国人居住宅の氏名表示について
⑧外国人からの税金徴収について
⑨土葬墓地・モスク建造のための土地購入について
⑩外国人留学生が居住することによる，交付税における経済効果について
⑪町による空き家の買い占めと，当該空き家の若年層夫婦への無料貸し出しについて
⑫外国人在住の許可権者について及び町から町民への外国人在住に関する説明の有無について
⑬外国人在住の賛否を決定するための住民投票の実施について

回　答

■質問に対する回答【町長】

外国人の増加に伴い，文化や慣習の違いから，町内で多くの課題が上がっていることは，町としても把握しております。

ゴミ出しのルールや，住宅の利用方法，交通ルールにつきましては，すでに担当課長より回答があったように，町としてできることを着実に実施しております。

自治会費や区費の未納については，特に外国人留学生の未納が課題となっているとお聞きしておりますので，留学生受け入れ校に対し，学生の自治会費等の納付について，実効性のある手段を講じていただくよう，自治会や区の皆様とともに求めていくことも考えております。

税金の面でも，法律に基づき，適正に住民税や国民健康保険税などを課税並びに徴収しております。言語や日本の税制度への理解が十分でなく，一部で滞納が発生しているのも事実ではございますが，こちらについても督促状や催告書により通知し，自主的な納税を促すとともに，ご対応いただけない場合には，預金等の差押処分を実施しております。

空き家や土地の売買については，町が取引に関与することはできませんが，町が管理している町営霊園では，条例により土葬を禁止しておりますし，モスク建造については，申請があった場合には，各種関係法令に適合しているかを厳格に確認することとなります。

なお，一般的に，人口が増加すると交付税も増加する傾向となりますが，あわせて行政サービスを提供するための費用，歳出も増加することになるため，単純に収入が増加するとは限りません。

外国人対応に関する課題は山積しておりますが，多文化共生の視点に立ち，今後も町としてできる限り，外国人と地域の関係改善と共生のために尽力してまいりたいと考えておりますのでご協力をお願いいたします。

令和８年度町政懇談会事前質問・回答

質　問

◆質問５－①

牛久市への広域避難の見直し等について

回　答

■質問に対する回答【防災危機管理課】

当町は高台が少ないため，大規模な水害が発生した際，牛久市への広域避難は町民の方々の生命を守る上で極めて重要な避難先となります。

この計画は，町全域が浸水するような大規模水害を想定した重要な計画であることから，現時点での計画見直しは予定しておりませんが，町といたしましては，避難指示発令時の天候や大雨が降った際の交通規制についての情報収集・発信を行い，町民の方々が安全に避難できるよう引き続き，牛久市と連携を図りながら，避難体制の確保に努めてまいります。

令和８年度町政懇談会事前質問・回答

質　問

◆質問５－②

避難所超過人数及び避難経路の危険度について

回　答

■質問に対する回答【防災危機管理課】

町内の浸水想定区域外にある利根中学校・ウェルネススポーツ大学の第１キャンパスと第２キャンパスの避難所３か所の最大収容人数は2,968人となります。浸水想定区域内に居住する約１万人との差にあたる約７千人が広域避難の対象となります。

この７千人の方々については，安全な地域に住んでいる親戚や，知人・友人宅への分散避難を推奨しており，分散避難に関するお願いについては，広報やホームページ，訓練や出前講座を通じて周知を図っております。

こうした避難先が見つからない方々が牛久市へ避難していただくことになります。全員が必ず牛久市へ避難してくださいということではございません。あくまでも，町が確保している避難所となります。まずは，平時から身近で安全な場所に避難できるかを検討し，その上で必要な場合には広域避難をご選択ください。

避難経路のシミュレーション，安全性につきましては，関係各市の内水ハザードマップを確認し，冠水エリアなどは把握しておりますが，実際の降雨状況により冠水箇所は変動するため，広域避難指示を発令した際には，龍ケ崎市や取手市などが情報提供をしている，通行止め等の交通規制情報を取得し，牛久市の避難所までの安全な避難ルートの情報発信に努めてまいります。

また，利根川が氾濫危険水位に到達し，かつ激しい大雨によって町内各地で冠水が発生しているような状況下では，悪条件の中での移動がかえって二次災害を招く恐れがあるため，まずは危険を避けるために町内の安全な高台等へ避難していただき，その後，冠水が解消され始めた段階で牛久市への広域避難へ移行するという段階的な行動を想定しております。町としても早めの避難情報の発信に努めてまいります。

令和８年度町政懇談会事前質問・回答

質　問

◆質問５－③

高台への避難所確保及び役場庁舎への避難のあり方について

回　答

■質問に対する回答【防災危機管理課】

当町における高台の土地は限られており，その中で避難所等の設置可能な場所や，平時における有効活用，国や県からの補助金や地方債の活用，また町の財政状況等について総合的に判断し，設置の実現性について，検討を進めてまいります。

一方，役場庁舎につきましては，大規模災害が発生した際に自衛隊や警察，国・県からの支援を受け入れる「防災拠点（災害対策本部）」として機能し，広域的な情報収集・発信や救援体制の構築など，災害対応の維持が最優先されるため，数日間にわたり滞在する「指定避難所」としての受入れは困難であるものと考えております。

町長の議会答弁での「役場庁舎への避難のあり方」でございますが，役場庁舎を宿泊が伴う避難所として使うのではなく，発災直後の危険を回避するための「一時避難場所（一次避難）」として位置づける考え方であり，命の安全を確保するために一時的に待避していただいた後，周辺の冠水等の危険が解消され次第，安全な指定避難所等へ移動していただくという運用を想定しております。